

平成30年度

# 事業計画書

社会福祉法人 流山市社会福祉協議会

# 目 次

I	基本方針	_____	P 1
II	基本目標	_____	P 2
◎	地域福祉活動計画の基本方向	_____	P 2
1	地域福祉活動計画の基本方向に向けての取り組み	—	P 2
2	社会福祉協議会の体制強化	_____	P 3
3	その他の取り組み	_____	P 3
III	平成30年度事業実施計画	_____	P 5

平成30年度  
社会福祉法人流山市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

社会福祉法人流山市社会福祉協議会は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた活動を進めるため「アウトリーチの徹底」、「相談・支援体制の強化」、「地域づくりのための活動基盤整備」、「行政とのパートナーシップ」を中心に活動を進めていきます。

平成30年度は、第2次流山市地域福祉活動計画の2年目に当たることから、計画を着実に進行させ、住民福祉の充実を図っていきます。

具体的には、児童福祉につきましては、学童クラブへの入所希望者の増加に 대응するため、流山市によって増設工事が行われたことを受け、これを運営するための体制を整え、住民ニーズに対応していきます。

また、流山市民生委員児童委員協議会と生涯学習センター、そして、流山市社会福祉協議会の3者連携により平成29年6月から続けています乳幼児と保護者との交流の場「子育てサロン」につきましても、2年目に入りますことから、その定着化を図っていきます。

障害者福祉につきましては、就労継続支援B型「流山こまぎ園」が、オープン10年目を迎えますことから、利用者の就労環境を整えるため施設内にシャワー室を新設します。

高齢者福祉につきましては、さわやかクラブ流山（流山市老人クラブ連合会）が創立50周年を迎えますことから、事務局として記念大会の開催に向け準備を進めていきます。

また、市から受託しております南部地域包括支援センターでは、小中学生を対象に開催している認知症キッズサポーター養成講座につきましても、これまで開催できていない小中学校でも行えるよう理解を広めていきます。

施設管理につきましては、指定管理をしている流山福社会館が開館40周年を迎えますことから、老朽化が著しい和室の修繕を行うなど計画的な修繕により、快適な環境を提供できるよう努力していきます。

また、従来、ケアセンターだけで行っていた車椅子の貸出しを、流山福社会館でも取り扱うことにより、土・日曜日や祝日にも貸出し利用者の利便に供します。

災害時の対応につきましては、災害ボランティアセンターの立ち上げ運営等に備え、引き続き災害ボランティアリーダー養成講座を開催すると共に、平成28年度からの防災フェアへの参加、平成29年度からの流山市総合防災訓練への参加に続き、平成30年度は、避難所運営ゲームの普及を図るなど、市民団体との連携を強固にしながら、普及啓発に努め、災害時に備えていきます。

当会は、社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう住民の皆様をはじめ行政、関係機関・団体と手を携え、持続可能な社会福祉法人としての確立を目指してまいります。

## II 基本目標

誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して

### ◎地域福祉活動計画の基本方向

- 1－（１）住民への地域福祉活動計画の啓発
- 1－（２）地域福祉活動への参加促進と支援
- 1－（３）ネットワーク化の推進
- 1－（４）地域福祉活動の強化

#### 1 地域福祉活動計画の基本方向に向けての取り組み

##### （１）住民への地域福祉活動計画の啓発

###### ア 広報啓発活動の推進

- ・ 広報紙、ホームページの充実
- ・ 協力員会議の充実

###### イ 福祉教育の推進

- ・ 夏休みビデオ上映会の実施
- ・ 地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語、ポスターコンクールの実施

##### （２）地域福祉活動への参加促進と支援

###### ア 地域福祉の担い手育成

- ・ ボランティア講座の充実
- ・ 介護支援サポーター事業
- ・ 地区社会福祉協議会の人材育成の支援

###### イ ボランティア活動の推進

- ・ 相談、コーディネート の充実
- ・ ボランティアに関する広報、啓発活動の充実
- ・ 登録ボランティアグループの支援、協働
- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営に係る体制整備

###### ウ 地域福祉活動団体等に対する支援

- ・各種団体への活動事業費助成
- (3) ネットワーク化の推進
  - ア 市との連携強化
    - ・福祉をはじめ防災、教育など行政との連携強化
  - イ 地域の力のネットワーク化
    - ・地域の機関・団体等のネットワーク化
- (4) 地域福祉活動の強化
  - ア 地域における生活支援
    - ・地域福祉コーディネーターの養成
    - ・地域懇談会の開催
  - イ 福祉事業の充実（相談・支援体制の強化）
    - ・相談業務の充実（心配ごと相談所、成年後見相談所の開設）
    - ・生活困窮者等へ関係機関との連携
    - ・緊急的な食料支援
    - ・権利擁護の推進（日常生活自立支援事業の充実、成年後見受任団体との連携）
    - ・各種福祉資金貸付（生活困窮者自立支援事業と連携）
    - ・ひとり暮らし高齢者日帰り交流会の実施

## 2 社会福祉協議会の体制強化

- (1) 法人運営
  - ア 社協会員（普通・賛助・法人）の増強と会費の確保
  - イ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進
  - ウ 職員の資質向上に向けた研修の充実
  - エ 社協業務の効率化の推進

## 3 その他の取り組み

- (1) 在宅福祉サービス事業
  - ア 高齢者デイサービス

- イ 身体障害者デイサービス
- ウ 訪問介護
- エ 居宅介護支援
- オ 介護認定訪問調査
- カ 地域包括支援センター

(2) 障害者就労支援

- ア 流山こまぎ園
- イ 地域交流による共生社会づくりの推進

(3) 放課後児童健全育成事業

- ア あすなろ学童クラブ
- イ ひまわり第1学童クラブ
- ウ ひまわり第2学童クラブ

(4) 施設管理事業

- ア 流山市地域福祉センター管理
- イ 流山福社会館管理

(5) 収益事業

- ア 自動販売機設置

Ⅲ 平成30年度事業実施計画

(※予算順)

1 社会福祉事業

(1) 法人運営

番号	事業名等	目的	実施内容
1	組織の運営	組織運営のガバナンス強化に努める。 本会の円滑な運営のため計画の立案や進捗管理を行う。 また、組織・事業・財務の評価により、効果的、効率的な運営を行う。	ア 評議員会の開催 イ 理事会の開催 ウ 役員・評議員の改選 エ 監事による監査（年2回） オ 内部会計監査（年4回） カ 財政援助団体等監査（市） キ 社会福祉法人指導監査（市）
2	組織体制基盤の強化	中・長期的な戦略や資金計画、体制整備をする。 また、研修や先進事例の研究を通じて、人材の育成と組織力の向上を図る。	ア 職員（内部・外部）研修 イ 先進地視察 ウ 事業の精査・見直し エ ストレスチェック制度の取り組み（ストレスチェックの実施、分析、高ストレス者との面談） オ 障害者雇用
3	東葛飾地区社会福祉協議会連絡会の運営（輪番制）	東葛飾地区における各市社会福祉協議会相互の情報の共有及び意見交換等を行い連絡体制を構築する。	ア 連絡会の開催
4	会員募集	本会の理解と普及に努め、会員及び会費の増強を図る。	ア 会員（個人、法人・団体）の募集 イ 会費・社協活動に関する説明（協力員会議・市内4会場）（年2回） ウ 法人会員及び賛助会員募集拡大の推進

(2) 広報啓発

番号	事業名等	目的	実施内容
1	広報啓発	地域福祉活動推進に必要な情報の提供及び社会福祉への理解と協力を得るための啓発活動を行う。	ア 「ながれやま福祉だより」の発行 イ 広報委員会の開催（年4回） ウ ホームページの管理 エ Facebookやツイッターの管理 オ マスコミ、ミニコミ等を活用したパブリシティ カ 社協パンフレットの作成・配布 キ 流山市民まつりへの参加 ク 福祉イベントの開催 ケ バナー広告の募集

(3) 福祉活動

番号	事業名等	目的	実施内容
1	福祉団体の支援	福祉団体の活動を支援・推進し、団体間の連携を図る。	ア 福祉団体（流山市民生委員児童委員協議会、流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）、流山市身体障害者福祉会、流山市視覚障害者協会、柏地区保護司会流山支部、流山市手をつなぐ親の会、東葛飾地区更生保護女性会、流山市遺族会、流山市原爆被爆者の会、流山市民まつり実行委員会、精神障害者家族会よつば会、流山市グラウンドゴルフ協会）への助成金の交付
2	民生委員・児童委員との連携・協働	民生委員・児童委員活動との連携・協働を図る。	ア 流山市民生委員児童委員協議会事務局の運営 イ 関係機関との連絡調整 ・流山市民生委員児童委員協議会と生涯学習センターとの「子育てサロン」の共催
3	流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）との連携・協働	流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）との連携・協働を図る。	ア 流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）事務局の運営 イ 関係機関との連絡調整 ・流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）創立50周年記念大会の開催

(4) 地域福祉推進

番号	事業名等	目的	実施内容
1	流山市地域福祉活動計画の推進	流山市地域福祉活動計画の推進を通じて地域福祉の充実を図る。	ア 地域懇談会（市内4会場）の開催 イ 基本福祉圏、小域福祉圏域を活かした計画推進 ウ 小域福祉圏域での団体間の情報共有と連携の推進 エ 地域コーディネーター（市内4包括圏域）による支援 オ コミュニティソーシャルワーカー研修の参加促進 カ 生活困窮者自立支援事業所との連携 キ ミニフードバンクの実施
2	地区社協活動の推進	地区社会福祉協議会の活動の推進を図り、住民参加と協働によるコミュニティ活動を促進する。	ア 地区社協代表者会議の開催（年1回） イ 地区社協補助金の交付（年1回） ウ 見守り活動の推進 エ サロン活動の推進 オ 地区社協圏域での団体間の情報共有と連携の推進



3	福祉教育活動の支援	福祉教育の充実と活動の連携を促進する。	ア 福祉教育活動の推進、情報提供
---	-----------	---------------------	------------------

(5) ボランティアセンター

番号	事業名等	目的	実施内容
1	ボランティアの活動支援	ボランティア活動の普及・推進を図る。	ア ボランティアのコーディネート・相談支援 イ 登録ボランティア(グループ)の状況把握・活動支援 ウ ボランティア情報提供の充実、広報紙・ホームページによる情報提供 エ 流山市民まつり、障害者福祉週間事業への参加 オ ボランティアの登録と活動紹介 カ ボランティア保険加入・各種対応 キ 登録ボランティアグループ活動助成金の交付に係る事務 ク ボランティア講座の開催
2	災害時の対応	地震・風水害等の大規模災害発生時を想定した災害ボランティアセンター等の対応マニュアルの作成と、災害ボランティアセンターの体制整備を行う。	ア 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に向けた法人内の体制整備と関係各団体との連携強化 イ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練の実施 ウ 災害ボランティア入門・リーダー養成講座の開催
3	介護支援サポーター事業の推進	流山市の受託事業として、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防の推進と高齢者の地域貢献を支援するため、サポーター活動の普及・推進を図る。	ア 介護支援サポーター事業説明会の開催 イ 介護支援サポーター養成・フォローアップ講座の開催 ウ 介護支援サポーターの登録・変更・辞退に係る事務 エ 介護支援サポーター・受入機関に対する情報提供とサポート オ 受入機関の登録・変更・辞退に係る事務 カ 介護支援サポーター活動実績報告及び転換交付金に係る事務
4	防災・減災への取組み	災害の発生に備え、防災・減災に関わる知識等の普及啓発に努める。	ア 防災フェア等への参加 イ 流山市総合防災訓練への参加 ウ 避難所運営ゲームの普及推進
5	地域福祉活動用機器の貸出し	地域福祉活動の推進のため、各物品の貸出しを行う。	ア ワイヤレスマイクセット、液晶プロジェクター、高齢者擬似体験セット、アイマスク、白杖等の貸出し

(6) 相談事業

番号	事業名等	目的	実施内容
1	心配ごと相談事業	住民が抱えるさまざまな相談に対して、相談支援や情報提供を行い、関係機関との連携を図り問題解決に努める。	ア 心配ごと相談所(地域福祉センター／毎週水曜) イ 心配ごと相談所運営委員会(年3回) ウ 心配ごと相談所研修会(年1回) エ 相談データの集約
2	成年後見相談事業	高齢や障害などによって判断能力に不安がある方等を対象に法的に支援する制度についての情報提供や相談支援により、福祉の増進を図る。	ア 成年後見相談所(地域福祉センター／年4回)

(7) 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名等	目的	実施内容
1	日常生活自立支援事業	千葉県社会福祉協議会の受託事業として、高齢者や障害者が安心して地域で生活を送るために必要な福祉サービスの利用援助や金銭管理を本人との契約により行う。	ア 相談対応、面接、契約能力の調査 イ 契約手続き、支援計画作成 ウ 生活支援員によるサービス提供(福祉サービス利用援助、財産管理サービス) エ 財産保全サービス オ 日常生活自立支援事業の広報啓発(パンフレットの配布) カ 関係機関連絡会議、ケース検討の実施 キ 生活支援員の養成 ク 生活支援員研修の実施 ケ 各種関係機関・団体との連携体制づくり

(8) 共同募金配分金

番号	事業名等	目的	実施内容
1	高齢者福祉対策	高齢者福祉センター森の倶楽部との共催で、市内に居住する70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、相互の親睦を図る。	ア ひとり暮らし高齢者日帰り交流会(成田山新勝寺)(年1回、3月実施)
2	ボランティアセンター	(5) - 1 参照	ボランティア活動促進

3	身体・知的障害者対策	在宅生活者の外出を側面的に支援し、地域福祉の増進を図る。	ア 車イスの貸出 イ 車イスの保全管理
4	福祉活動	(3) - 1 参照	福祉活動団体支援
5	広報啓発	(2) - 1 参照	広報活動
6	地域福祉活動	(4) - 2 参照	地区社協活動の推進
7	歳末たすけあい運動	要援護者・世帯等に歳末期の支援を行い、地域福祉の増進を図る。	ア 歳末配分委員会の開催（年2回／12月・3月） イ 配分対象者の把握 ウ 在宅配分の実施（12月） エ 民間社会福祉施設等への配分（12月）

#### (9) 共同募金事業への協力

番号	事業名等	目的	実施内容
1	共同募金事業への協力	共同募金運動の普及と推進を図る。	ア 社会福祉法人千葉県共同募金会流山市支会事務局の運営 イ 赤い羽根共同募金への協力 ウ 歳末たすけあい募金への協力 エ 関係機関との連絡調整

#### (10) 介護保険（社会福祉事業）

番号	事業名等	目的	実施内容
1	訪問介護	介護保険制度に基づく訪問介護事業を適正に実施するとともに、質の高い介護サービスを提供するため人材育成等を行う。	ア 訪問介護事業 ・入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活援助 イ 介護予防訪問介護事業 ・自力では困難な日常行為の援助 ウ 自主事業 ・ママ&ベビーヘルプ（産褥期の母子に対する必要な支援） ・生活支援サービス（給付対象外の生活支援） エ 訪問介護員関係業務 ・訪問介護員の人材育成、研修、健康管理、感染対策等のための業務

2	通所介護 (指定管理事業)	介護保険制度に基づく通所介護事業を適正に実施するとともに、質の高い介護サービスを提供するため人材育成等を行う。	ア 通所介護事業 ・送迎、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、孤立感の解消、社会参加、エスパイトケア イ 介護予防通所介護事業 ・自立に向けた機能訓練 ウ 介護員関係業務 ・人材育成、研修、健康管理、感染対策等のための業務
---	------------------	---	---

(11) 居宅介護

番号	事業名等	目的	実施内容
1	居宅サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護サービスを提供し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することに寄与する。	ア 居宅介護事業 ・障害者の家庭における入浴、排せつ、食事等の援助 イ 重度訪問介護事業 ・重度肢体不自由者の居宅及び外出時の介護、家事、相談助言等の援助 ウ 同行援護事業 ・視覚障害者の外出支援 エ 人工呼吸器装着等の重度利用者への吸引等特定行為 オ 移動支援事業 ・屋外での移動が困難な障害者の外出支援
2	地域生活支援 (指定管理事業)	流山市の受託事業として、創作活動や各種サービスの提供、専門講師によるリハビリ、音楽療法等を通じ、心身機能の維持・向上、家庭内自立や職場復帰を目指す方に社会参加を促進するとともに、質の高い介護サービスを提供するため人材育成等を行う。	ア 身体障害者デイサービス事業 ・送迎、入浴、食事等の介護、健康相談、福祉相談、機能訓練、創作的活動（木彫り、絵画、書道、七宝焼き） イ 介護員関係業務 ・人材育成、研修、健康管理、感染対策等のための業務

(12) 放課後児童健全育成

番号	事業名等	目的	実施内容
1	あすなろ学童クラブ、ひまわり第1学童クラブ及び第2学童クラブの管理経営 (指定管理事業)	保護者が就労等の理由により、昼間、家庭での保育ができない児童に、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る。	ア 保護者のお迎えまでの間の児童の健康管理・安全確保・情緒の安定 イ 適切な遊びや活動の提供により自主性・社会性・創造性を培うこと(遊び・工作・季節の行事・誕生日会等) ウ 補食としてのおやつを提供 エ 宿題など自主学習の場の提供 オ 保護者との連携(父母会イベント等) カ 児童虐待や福祉的支援を要するケースなどの早期発見 キ 関係機関との連携 ク 支援員等の人材育成、研修、健康管理、感染対策等のための業務

(13) 生活困窮者等の支援

番号	事業名等	目的	実施内容
1	生活福祉資金貸付	千葉県社会福祉協議会の受託事業として、低所得者・障害者・高齢者世帯に資金の貸し付けと相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長と在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。	ア 貸付相談への対応 イ 各種資金申請対応及び必要書類の点検・整備 ウ 借受世帯・連帯保証人の面接・調査 エ 福祉事務所・生活困窮者自立支援事業・自立相談支援関係等との連携 オ 滞納者に対する督促・償還指導相談の対応 カ 民生委員との制度推進活動の連携 キ ながれやま社協だより、ホームページによる制度の周知
2	愛の資金貸付	一時的な生活困窮者に対して貸し付けを行うことで、生活意欲の助長促進と自立更生に導く。	ア 貸付相談への対応 イ 申請受理及びケース記録の作成 ウ 関係機関との連携 エ 償還状況の日常管理 オ 滞納世帯に対する督促・償還指導、相談指導
3	緊急的な食料支援	一時的に生活が困窮した場合の緊急対応として寄付等でいただいた食料品等を支援し、少しでも生活の安定を図る。	ア 生活困窮の状況把握 イ 申請受理 ウ 食料品等の支援 エ 状況により関係機関の連携
4	法外援護	緊急に援護を必要とする行路人等に対し、支援を行う。	ア 支援に対する相談 イ 申請受理 ウ 関係機関との連携

5	災害見舞	火災や風水害等により住家が被災した世帯に対して見舞金を給付する。	ア 罹災世帯の把握 イ 申請受理 ウ 関係機関との連携
---	------	----------------------------------	-----------------------------------

#### (14) 施設管理

番号	事業名等	目的	実施内容
1	流山福祉会館管理運営 (指定管理事業)	市民の福祉の向上及び増進を図る。	ア 会議室、和室、音楽室等の施設の提供・管理 イ 高齢者への浴室の適正な管理運営 ウ 車イスの貸出管理業務 エ 自主事業の実施 オ 避難訓練の実施(年2回)
2	流山市地域福祉センター(流山市ケアセンター)管理運営(指定管理事業)	地域福祉の推進を図るため、地域住民の研修及び高齢者の教養の向上の機会と場の提供を行うとともに、地域福祉活動を行っている地区社会福祉協議会及び福祉団体等を支援するなど、地域福祉の拠点としての機能の充実化を図る。	ア 研修室の提供・管理 イ 車イスの貸出管理業務 ウ 社会福祉協議会等の窓口業務 エ 地域福祉活動団体等への支援 オ 自主事業の実施 カ 避難訓練の実施(年2回)

#### (15) 基金等

番号	事業名等	目的	実施内容
1	災害対策基金の運営	災害対策基本法に規定する災害が発生した場合に、市内の災害対策及び市外の災害支援のため管理する。	ア 安全かつ有利な方法での運用 イ 利息を社会福祉事業へ配分 ウ 災害対策基金の設置及び管理規程に基づく、災害時対応のための計画的な積み立て・取り崩し
2	施設管理修繕基金の運営	本会が管理する施設に係る修繕や備品等の購入等のために設置し、事業推進のため管理する。	ア 安全かつ有利な方法での運用 イ 利息を社会福祉事業へ配分 ウ 施設管理修繕基金規程に基づく、必要な社会福祉事業推進のための計画的な積み立て・取り崩し
3	財政調整積立基金の運営	本会の財政調整のために設置し、事業推進のため管理する。	ア 安全かつ有利な方法での運用 イ 利息を社会福祉事業へ配分 ウ 財政調整積立基金規程に基づく、必要な事業推進のための計画的な積み立て・取り崩し

(16) 就労支援

番号	事業名等	目的	実施内容
1	流山こまぎ園（就労継続支援B型事業所）経営	障害者（18歳以上）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会の提供や、個々人に応じた就労に必要な知識や技能向上のための訓練等をし、一般就労等への移行に向けて支援する。	ア 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約は結ばない） ・買い物かごの洗浄作業・指導 ・菜園活動 イ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 ウ その他の必要な支援 ・利用者の作業環境を整備するためのシャワー室の設置

2 公益事業

介護保険

番号	事業名等	目的	実施内容
1	居宅介護支援	介護保険制度に基づく居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適正に実施する。	① 居宅介護支援事業 ア 居宅サービス計画の作成 イ サービス事業者・医療機関等との連絡調整 ② 介護予防支援業務 ア 介護予防居宅サービス計画の作成 イ サービス事業者・医療機関等との連絡調整 ③ 要介護・要支援認定調査業務
2	介護認定訪問調査受託事業	介護保険制度に基づく要介護認定等の申請者に対して、介護認定調査を行う。	ア 要介護・要支援認定調査業務
3	南部地域包括支援センター受託運営事業	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	ア 包括的支援事業（総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、認知症総合支援事業） ・認知症キッズサポーター養成講座の開催 イ 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業、在宅医療・会議連携推進会議、生活支援体制整備事業） ウ 指定介護予防支援

### 3 収益事業

番号	事業名等	目的	実施内容
1	自動販売機設置	地域福祉を推進する自主財源の確保を目的として、流山市地域福祉センター、流山こまぎ園及び市内公共施設において自動販売機を設置経営する。	ア 自動販売機の設置経営 ・災害救援ベンダー対応自動販売機への計画的な切り替え